

鳥取県告示第 270 号

境港管理組合規約の一部が次のとおり変更されたので告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

境港管理組合規約の一部を変更する規約

境港管理組合規約の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には、当該変更部分を削る。

変 更 後	変 更 前
<p>(管理者、副管理者及び<u>会計管理者</u>)</p> <p>第 9 条 組合に管理者、副管理者 1 人及び<u>会計管理者</u>を置く。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>会計管理者は、鳥取県知事及び島根県知事の推薦する鳥取県若しくは島根県の職員の職にある者又は組合の職員から管理者が選任する。</u></p> <p>5 第 1 項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置く。</p> <p>6 略</p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 事務局に<u>事務局長及び職員</u>を置く。</p> <p>3 <u>事務局長及び職員</u>は、管理委員会が任免する。ただし、事務局長は、管理委員会の委員をもってこれに充てることができる。</p> <p>4 職員の定数は、条例で定める。</p>	<p>(管理者、副管理者及び<u>出納長</u>)</p> <p>第 9 条 組合に管理者、副管理者 1 人及び<u>出納長</u>を置く。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 <u>出納長は、第 15 条第 2 項の管理委員会の事務局長をもってこれに充てる。</u></p> <p>5 第 1 項に定めるもののほか、組合に必要な<u>吏員その他の職員</u>を置く。</p> <p>6 略</p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 事務局に<u>事務局長、吏員その他の職員</u>を置く。</p> <p>3 <u>事務局長、吏員その他の職員</u>は、管理委員会が任免する。ただし、事務局長は、管理委員会の委員をもってこれに充てることができる。</p> <p>4 <u>吏員その他の職員</u>の定数は、条例で定める。</p>

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。